

高等学校授業料徴収管理システム再構築及び運用業務  
ご質問への回答

項番	資料名	該当頁	章・項目	質問内容	質問回答
1	添付1 調達仕様書	21	6 運用・保守要件	校務用ネットワークと市教委をVPNで接続するとありますが、受託者がIP-VPNを利用したリモート保守を行うことは可能でしょうか。	リモート保守は想定しておりません。
2	別記 総合評価基準書 総合評価項目一覧	2	3.満たすべき要件 (7)機能要件	「仕様書に示された機能要件以外に、本市にとって有用・有益と想定される機能提供に関する追加提案があるか。」と記載がありますが、追加提案は、有償と無償を明記する認識でよろしいでしょうか。	有償のものの提案がありますと、価格評価点が変わってしまいますので、無償(入札価格内)のできる追加提案のみを想定しております。
3	機能要件対応表	-	36	「上記21～27までの情報は、CSVデータ等により、一括取込が可能であること。」と記載がありますが、項番27を除く項番22～26のマスタ管理が対象という認識でよろしいでしょうか。	こちらの記載誤りでした。22～26のマスタ管理が対象になりますので、お見込みのとおり、項番36の内容については、「上記22～26までの情報は、CSVデータ等により、一括取込が可能であること。」と読み替えてください。
4	添付2 提案書作成要領	1	4. (1) 提案書の作成要領 ②	「総合評価基準書の別紙「総合評価項目一覧」に示す評価項目の構成に従い作成すること。」とあり、「総合評価項目一覧」には「7. その他(1)参考見積」と記載があります。参考見積書は、提案書とは別途提出を行うため、提案書には「別途提出する参考見積書を参照」という記載でも問題ないでしょうか。	お見込みのとおり記載で問題ありません。
5	添付2 提案書作成要領	1	4. (1) 提案書の作成要領 ⑦	「副本は、提案者名及び提案者名を容易に特定できる情報(製品名等)を記載しないこと」とありますが、機能要件対応表に添付する説明資料(画面のハードコピー等)も対象でしょうか。	画面のハードコピーを添付いただくことは問題ありません。提案者名が容易に特定できない情報については載っていても問題ありません(個人情報除く)。

高等学校授業料徴収管理システム再構築及び運用業務  
ご質問への回答

6	添付2 提案書作成要領	2	4. (3)機能要件(帳票)対応表の作成要領 ⑧	「正本と副本については、提案書の作成要領と同様とする。」と記載がありますが、機能要件対応表と帳票要件対応表の様式には代表者名等を記載する箇所がありません。新たに枠を追加して対応すべきでしょうか。または、提案書と一緒にまとめて袋とじて対応することでも問題ありませんか。	どちらの対応でも問題ありません。
7	機能要件対応表	-	32	「支払方法(納付書、口座振替等)、自動振替の可否、振替方法(月払い、年一括 払い)を登録・変更できること。」とありますが、自動振替の可否とはどのような意味でしょうか。	口座振替の可否のことです。口座振替が否の場合は、納付書払いとなります。
8	入札説明書	1	4. 入札参加資格(3)について	「国、都道府県、政令指定都市、中核市、特別区またはこれらと同程度の規模を有する中央政府もしくは地方府の機関において徴収管理システムの導入実績を有すること。」とありますが、学校での導入実績に限定されますか。	学校での導入実績に限定してません。
9	帳票対応表	-	-	データ出力による対応が可能な場合、対応可否は「○」で問題ないでしょうか。	帳票での出力可否についてご回答ください。データでの出力しかできないのであれば、「×」となります。
10	機能要件対応表	-	21	「ウイルス対策ソフトウェアを導入し」とある一方で、仕様書P.11(2)では本業務に必要な基本ソフトウェアは貴市が別途調達するとあります。基本ソフトウェアにウイルス対策ソフトウェアは含まれず、本構築事業者が調達・導入する理解で良いか、ご教示ください。またその場合、「常に最新のウイルスパターンファイルを自動で取得し」とありますが、本システムを構築する環境はオンライン環境下となるのでしょうか。合わせてご教授願います。	仕様書P19にありますとおり、ウイルス対策ソフトは基本的に校務ネットワークから配布している最新のファイルを使用させていただきます。機能要件対応表の項番21については、校務ネットワークから配布しているファイルを使用する場合、内容を「ウイルス対策ソフトウェアを導入し、」を「校務ネットワークから配布している最新のファイルを使用し、」と読み替えてご回答ください。
11	機能要件対応表	-	23	徴収期間について、個人単位で徴収期間が異なる場合がありますでしょうか。 例)Aさん 徴収期間(4月～3月) Bさん 徴収期間(6月～3月)	個人単位で徴収期間が異なる場合があります。例えば、年度途中に授業料免除や休学等があった生徒は、徴収期間が他生徒と変わってきます。